

独立行政法人国際協力機構 電子入札運用基準

2023年12月
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する競争入札（一部企画競争を含む。以下「競争入札」という。）において、電子入札システムを利用する場合は、個別契約の競争説明書の記載の他、本電子入札運用基準に基づき手続を行います。

1. 公示・公告の取扱い

（1）公示・公告

電子入札システムを利用する競争（以下「電子入札対象案件」という。）については、機構ウェブサイト上の当該競争に係る公示・公告において、「電子入札システムを利用した選定方式により実施する」旨を明示する。

（2）公示・公告情報の修正

公示・公告情報を修正する場合は、機構ウェブサイト上の「公示・公告」ページにおいて修正内容を提示する。

併せて、電子入札システムを通じて情報提供を行う場合があるが、ウェブサイト上の提示を正とする。

（3）電子入札システム利用の中止

システム障害等により、電子入札システムを利用しないことに変更する場合は、機構ウェブサイト上の「公示・公告」ページにおいて、当該案件名に「PDF入札に移行」と追記し、以降当該案件に係る電子入札システムで処理を行わない。

2. 入札関連資料の提出

電子入札システムにおいて、競争参加資格確認申請書等の関連資料を提出する場合は、以下によるものとする。

（1）使用アプリケーション

関連資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次表による。

アプリケーションソフト	ファイルの形式
Microsoft Word	一般的な保存形式である「.docx」を用いること
Microsoft Excel	一般的な保存形式である「.xlsx」を用いること
その他のソフト	PDF ファイル 画像ファイル（JPEG 形式または GIF 形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

（2）圧縮方式

ファイル圧縮は認めません。

- (3) ファイルサイズ
ファイルサイズは、すべてのファイルを加算して、3MB以下とする。
- (4) ウィルス感染ファイルの取扱い
競争参加者から提出された電子ファイルによる資料等がウィルスに感染していることが判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該競争参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議する。
- (5) 電子入札システム以外での提出
電子システムを介さず、関連資料等をGIGAPOD等の当機構が指定する別の提出方法による場合は、競争説明書等においてその方法を明記する。

3. 入札書の提出と開札

- (1) 入札書の提出
競争参加者は、入札書（電子入札システムを通じて提出する企画競争における見積書を含む。以下同じ。）受付締切日時までに入札書を提出しなければならないものとし、提出された入札書の差替え、変更又は取消を認めない。
- (2) 再入札における受付時間の設定
再入札書の受付時間は、15～30分を標準として設定するものとし、受付期限の到来後、直ちに開札する。
- (3) 開札が長引いた場合の競争参加者への連絡
開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行までの手続が著しく遅延する場合には、必要に応じ、競争参加者に対し、電子入札システム等により進行状況について連絡する。
- (4) くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合の取扱い
くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじ引きを実施する旨、対象となる競争参加者名、入札金額及びくじ引きの実施日時を明記した保留通知書により、当該競争参加者全員に対し通知し、くじ引きの実施後に落札決定通知書を発行するものとする。
- (5) 競争参加者側の障害により電子入札ができない場合の扱い
競争参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合には、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。
すぐに復旧できないと判断され、かつ、天災、広域停電、通信障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切り予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- (6) 機構側の障害により電子入札ができない場合の扱い
機構側の障害が発生した場合、①障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切り予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、②障害復旧の見込みがない場合には、PDFファイルを利用した入札に変更するものとする。
- (7) 入札書が未到達である競争参加者の取扱い
入札書受付締切り予定時間になっても、入札書が電子入札システムのサーバー

に未到達であり、かつ当該競争参加者からの連絡等がない場合には、当該競争参加者が入札を辞退したものとみなす。

(8) 低入札価格調査制度が適用されている場合の取扱い

低入札価格調査が適用されている場合であって、落札となるべき競争参加者が基準価格を下回った場合は、調査を行ったうえで落札者を決定する。

この場合、低入札価格調査を実施する旨の保留通知書を当該競争参加者全員に対して通知し、調査を行ったうえで、落札決定通知書を発行する。

4. PDFファイルによる入札手続き

電子入札システムを適用した公告・公示については、原則として、全ての競争参加者に電子入札システムによる競争参加を求めるものとする。

何らかの事情により、PDFファイルによる入札に変更した場合、既に電子入札システムにより提出された関連書類等については、競争参加者と相談の上、これを有効なものとして取扱うことができる。

5. 競争参加者の電子証明書（ICカード）の取扱いについて

(1) 電子入札を利用することができる電子証明書（ICカード）の取扱い

電子入札を利用することができるICカードは、競争参加者の代表者（以下「代表者」という。）名義のものとする。ただし、代表者から適切な委任を受けた名義人のICカードも使用を認める。

共同企業体を結成する場合は、当該共同企業体代表者の代表者、又は代表者から委任を受けた構成員の代表者、あるいは各代表者から適切な委任を受けた名義人のICカードも使用を認める。

委任の方法は、当該電子入札対象案件の競争説明書に定めた方法とする。

(2) ICカードの資格等確認

ICカードの企業名及び名義人氏名等の確認により、適切な委任を受けていないと機構が判断した場合には、機構は、競争参加者に電話等でその旨を通知し、この場合において、競争参加者が以下の方法によらなければ、当該案件への参加を認めない。

1) 代表者又は適切な委任を受けた名義人のICカードにより、再度参加申請等を行う。

2) その他、機構が認めた方法による。

(3) ICカードの変更

競争参加者は、入札手続きの開始以降、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合、又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他のICカードに変更しようとするときは、機構にICカード変更承諾申請書（様式1）を提出するものとする。

この場合において、ICカード変更承諾申請書には、変更後のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付する。

機構は変更後のICカードに関して入札権限等に問題がないことが確認でき

る場合についてのみ変更を承諾するものとする。

(4) ICカードの不正使用等の取扱い

競争参加者がICカードを不正に利用等した場合には、当該競争参加者の当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、当該契約の履行状況等を考慮して、契約を解除することができる。

また、併せて、独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく措置を検討する場合がある。

以上

